

別紙

諮問第1199号

答 申

1 審査会の結論

「平成29年〇月〇日の通報者及び警察官の記録」外1件について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「(1) 平成29年〇月〇日の通報者、及び警察官の記録（〇〇〇丁目〇-〇）〇〇土地区画整理組合事務所、(2) 平成29年〇月〇日の通報者及び警察官の記録（〇〇〇丁目〇-〇）〇〇土地区画整理組合事務所」の開示請求に対し、警視総監が平成30年5月2日付けで行った非開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

〇〇警察署の警察官ら及び〇〇土地区画整理組合の役員らが行った職権濫用行為等の事件について、国家賠償請求事件として提起等するため、非開示決定の取消しを求めらる。

また、当該事件現場に審査請求人も警察官もおおり、何か記録は存在すると思料されることから、非開示決定は不当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求は、具体的な年月日及び発生場所を特定した「通報者及び警察官の記録」を求めるものである。

「通報者及び警察官の記録」の趣旨について、開示請求時に審査請求人に確認したところ、自身を取り扱われた事案につき、110番通報をした者及び取り扱った警察官の氏名を知りたいので110番処理簿を求める旨申し立てたことから、審査請求人が求める公文書は110番処理簿であるとして本件処分を行った。

審査請求人は、警察官を職権濫用罪で告発したり、監察官に対する苦情の申立てを行ったりするために本件開示請求に係る公文書が必要であり、〇〇土地区画整理組合の役員らが審査請求人に対して職権濫用を行うなどした現場に警察官もいたので、何か記録が存在すると思料できるから本件処分は不当である旨主張して、本件処分の取消しを求めているものと解される。

(2) 110番通報に係る通報年月日及び場所は、110番の通報者、目撃者及びその他の関係者（以下「110番関係者」という。）の個人に関する情報である。

本件開示請求は、具体的な年月日及び発生場所を特定した開示請求であることから、仮に、本件開示請求に係る公文書が存在すると答えた場合、110番通報に係る事案の関係者等の特定の個人が110番通報を行ったこと、あるいは警察官が臨場を必要とする事案の当事者となったという個人情報を開示することとなる。

また、通信指令業務及び110番処理業務は、110番関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいているところ、仮に、特定の年月日及び場所において110番通報があったと答えた場合、110番関係者との信頼関係が損なわれ、今後、110番通報を躊躇したり、取扱現場において110番関係者からの聴取が困難になったりするなど、110番関係者からの協力が得られにくくなり、実施機関における当該業務の円滑な運用ができなくなるなど、同業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

一方、仮に本件開示請求に係る公文書が存在しない場合に不存在と答えて、当該公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないとすると、当該公文書が存在することを推測されてしまうこととなり、結果として条例10条の趣旨が損なわれることとなる。

(3) よって、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7

条2号及び同条6号に規定する非開示情報を開示することとなるので、条例10条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とはならず、実施機関が行った本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月30日	諮問
平成31年 1月29日	実施機関から理由説明書收受
平成31年 2月19日	新規概要説明（第170回第三部会）
平成31年 4月22日	審議（第171回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

イ 本件請求文書について

本件開示請求は、「平成29年〇月〇日の通報者、及び警察官の記録（〇〇〇丁目〇―〇）〇〇土地区画整理組合事務所、平成29年〇月〇日の通報者及び警察官の記録

(〇〇〇丁目〇ー〇) 〇〇土地区画整理組合事務所」に係る110番処理簿(以下「本件請求文書」という。)の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条の規定により、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

エ 本件請求文書の存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求は、特定の個人の氏名は明示されていないものの、特定の日付及び場所で発生した事案について、特定の個人が110番通報を行ったことを前提に、それによって作成された110番処理簿の開示を求めるものであることから、本件請求文書の存否を答えることは、特定の個人が110番通報を行ったことや、特定の日付及び場所に関係する特定の個人が110番通報の当事者となったという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そのため、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるところ、当該情報は、その内容及び性質からして、同号ただし書のいずれにも該当するものとは認められない。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、同条6号該当性について判断するまでもなく、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明